2021 ～ 2022 年度
ＲＩテーマ
SERVE TO CHANGE LIVES
奉仕しよう　みんなの人生を豊かにするために
奉仕しよう　みんなの人生を豊かにするために
国際ロータリー会長　シェカール・メータ（国籍・インド）

2720 地区
別府中央ロータリークラブ

例会日　火曜日　12 時 30 分
ところ　ANAインターコンチネンタル別府リゾート＆スパ
〒874-0000 別府市大字鉄輪499番地18
TEL（0977）66-1000　FAX 66-1002
事務所　別府市西野口町１番１号 青山通りビル 3F
〒 874-0931　TEL（0977）23-9000
FAX（0977）23-9019
http://www.beppu4rc.jp/chuo/
E-mail:info@beppu4rc.jp

理事　梅津　圭二　理事　平野　英壽　役員　会　長　森園　伸也　会　計　河村　貴雄
〃　平野　教康　〃　髙宮　勝美　副会長　梶原　和朗　ＳＡＡ　西馬　良和
幹　事　佐々木久宜

VOL. 34 - 9
2021 年 11 月２日

第 1478 回 例 会

会報担当　森　宗明

◆点　鐘　12：30

◆国　歌　君が代

◆ＲＳ　奉仕の理想

◆ゲスト　中村　伸氏（別府税務署　署長）

◆ビジター　中野　通孝（大分ＲＣ）

会長の時間　会長　森園　伸也

皆さん、こんにちは。本日の会長の時間です。前回の会長の時間にお伝え忘れたことがありました。先日のソフトボール大会の日が世界ポリオデーと重なりましたので、試合会場で募金をお願いしました。当日急なお願いではありましたが皆さんをはじめ多くの参加者の方から募金をしていただき多額の寄付が集まりました。集まった募金はロータリー日本財団にポリオプラスとして寄付させていただきましたので、ご報告させていただきます。

今月はロータリー財団月間となっています。財団が行っている事業の中にポリオの撲滅があります。私たちの寄付がどのように使われ、どのように役に立っているかを知る機会でもありますので、久しぶりのＲ財団委員長にもＰＲしていただければ思います。

本日の会長の時間は以上です。

◆出席報告　衛藤　秀子

本日の出席	会員総数	20 名
	出席者	12 名
	事前メイクアップ	0 名
	理事会承認	0 名
	出席免除	3 名
	欠席数	5 名
	出席率	70.59 %
前々回の訂正 10/7	出席率	75.00 %
	事後メイクアップ	0 名
	理事会承認	0 名
	出席免除	4 名
	修正出席率	75.00 %

連続　－ 回
通算　751 回　100 %

・メイクアップ
事前
事後
欠席　中尾、梶原、佐藤(政)、梅津、西馬
理事会承認
出席免除　溝部、村津

幹事報告　佐々木久宜

―ロータリー財団月間―

1．本日の卓話
「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション―税務行政の将来像2.0―」
別府税務署　署長　中村　伸 氏

2．本日のゲスト
中村（なかむら）　伸（しん）氏（別府税務署　署長）

3．ロータリー適用相場変更のお知らせ
11月１日よりロータリーのすべての振込に対する適用相場が、以下の通り変更となりましたのでお知らせ致します。
１ドル　114円　（現行　112円）

4．本日、例会終了後～「第５回定例理事・役員会」を開催いたします。

5．お祝い
会員誕生日　河村　貴雄会員（11月２日）
森園　伸也会員（11月８日）
※記念品をお渡し致します。
結婚記念日　森園　伸也会員（11月２日）
※ご自宅に観葉植物が届きます。
梅津　圭二会員（11月３日）
溝部　　仁会員（11月10日）
※記念品をお渡し致します。

6．例会変更のお知らせ
大分臨海ＲＣ　11月15日（月）の例会は、時間・場所変更のため、同日18：00～18：40ホテル日航大分オアシスタワーにてＭＵ受付
大分1985ＲＣ　11月15日(月)の例会は、時間・場所変更のため、同日12:00～12:40トキハ会館４階にてＭＵ受付
大分東ＲＣ　11月18日(木)の例会は、時間・場所変更のため、同日12:00～12:40トキハ会館４階にてＭＵ受付
別府東ＲＣ　11月18日（木）の例会は、夜例会の為、12：30～ホテルサンバリーアネックスにてＭＵ受付
別府ＲＣ　11月19日(金)の例会は、夜例会の為､12:30～両築別邸にてＭＵ受付
日出ＲＣ　11月23日（火）の例会は、定款第７条第１節により休会
中津ＲＣ　11月24日（水）の例会は、定款第７条第１節により休会
別府東ＲＣ　11月25日（木）の例会は、定款第７条第１節により休会
別府ＲＣ　11月26日（金）の例会は、例会場の都合の為、12：30～両築別邸にてＭＵ受付

7．次回例会の予定（11月16日）
「通常例会」12：30～
於：インターコンチネンタルホテル

8．本日の回覧
① ガバナー月信Vol.04
②「もみじ谷奉仕作業」出・欠席
③「11月第２例会」出・欠席

9．本日の配布
① ロータリーの友11月号

スマイルボックス　担当　亀井　孝

○大分ＲＣ　中野通孝氏
大分ＲＣ中野と申します。大分ＲＣは別府ＲＣと親子関係にありますので、別府中央さんとも親しい関係にあります。
このような素晴らしい会場で例会が出来るのは素晴らしいですね。今後もどうぞよろしくお願いいたします。

○森園会長
本日のゲスト中村様、ようこそ別府中央ＲＣへ。
卓話よろしくお願いします。
ビジターの中村様、ごゆっくりしていってください。スマイル。

○平野(英)会員
税金しっかり払ってます。

○衛藤会員
今日は久しぶりににぎやかな例会で嬉しいです。
中村署長様､中野様､ようこそ。どうぞごゆっくりなさって下さいませ。

○中畑会員
本日、ゲストの方々、よろしくお願いします。

昨日、朝見神社に一日参りをしてきました。サラリーマン時代には神社とは縁遠く、滅多に行くことはなかったのに、今では週末参拝が日課になりました。

どこかで神様仏様と大きな力を信じている私にスマイル。

○佐々木会員

中村様、本日の卓話よろしくお願いします。楽しみにしております。

中野さん、別府中央ＲＣへようこそ！大分一高いメーキャップですが、楽しんで下さい。

久々にゴルフの練習に行ったら、首、肩が筋肉痛。すぐにくる事に感謝してスマイル。

○河村会員

別府税務署長　中村伸様、ようこそ我がクラブへお越し頂きありがとうございます。

卓話を楽しみにしております。

○竹下会員

皆さんお疲れ様です。

ゲストの方々ようこそ。楽しんで帰って下さい。

○亀井会員

納税は国民の義務です。

大分ＲＣ中野社長様、ようこそ別府中央ＲＣへ。

○佐藤会員

今日は中村署長様、中野様、ありがとうございます。

先々週のソフトボールお疲れ様でした。ようやくヒザの傷も治りつつあります。

○髙宮会員

別府税務署長　中村伸様、本日の卓話たのしみにしています。私の父も家内の父も別府税務署に勤めていました。先般、前々代の木下署長が我が社に来社され、表敬状を二社に頂きました。これからも納税に励みます。

○平野(教)会員

別府税務署長　中村様、ようこそ別府中央ＲＣへ。

本日の卓話楽しみにしております。

中野社長、お久し振りです。

富士見カントリーの月例杯にて優勝しました。

○木村会員

別府税務署長、よくいらっしゃいました。ゆっくりなさって下さい。

卓　話

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ー税務行政の将来像2.0ー」

別府税務署長　中村　　伸

1　国税の組織と別府税務署の紹介

国税庁は、税務執行に関する組織を大蔵省主税局から分離し、昭和26年６月に大蔵省の外局として設置された。

なお、現在、国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。）、524の税務署が設置されている。大分・熊本・宮崎・鹿児島の南九州４県は「熊本国税局」の管轄で、南九州４県に36、大分県には別府税務署を含め９つの税務署が設置されている。

また、全国的に税務署が設置されたのは明治29年11月で、こちらの地域には日出税務署と国東税務署が設置された。その後、両税務署が統合、再分離し、戦後に日出税務署が別府に移転して別府税務署となり、昭和44年７月、国東税務署が別府税務署に統合され現在に至っている。

別府税務署の現在の管轄区域は、別府・杵築・国東の３市と日出町・姫島村。管内の人口は約20万人、所得税の確定申告件数は約３万件、法人申告件数が約４千１百件、年間の税収は約400億円となっており、それらに関する税務調査や滞納整理、確定申告などを含む国税関係の事務を、私を含め定員50名の職員で行っている。

2　「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション　ー税務行政の将来像2.0ー」

（1）はじめに

資料のP.2「はじめに」は、趣旨や目標、目的のようなもの。

２段落目に、「国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。税務署や国税局の業務も、より効率的に、より高度に行うことが可能になります。誠実に納税を行っている多くの方々が不公平を感じることのないよう、デジタルの利点を最大限に生かし、税務行政を進めていくことが重要です。」とある。また、４段落目には、「『納税者利便の向上』と『課税・徴収の効率化・高度化』を２本の柱としつつ、『あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会』に向けた構想」とあり、近い将

来をイメージした構想を表している。

（２）利便性の向上と行政コストの削減等

行政手続の電子化は、国民の皆さんの利便性の向上とともに、行政側も効率化とコスト削減につながる。今年９月にデジタル庁が発足。最近も報道されているが、大分県や別府市も行政手続きの電子化を推進中で、別府市は、杵築市と日出町と連携協定も締結されている。

日本は諸外国に比べ公務員の数は少ない。内閣府（内閣人事局）のHPに掲載されている人口千人当たりの公務員数の国際比較資料によると、日本は36.9人（約27人に１人）。ドイツは59.7人（約17人に１人）、アメリカは64.1人（約16人に１人）、イギリスは67.8人（約15人に１人）、フランスは90.1人（約11人に１人）となっている。

電子化による効率化で、行政側だけでなく、国民の皆さんにとってもお互いに便利に、そしてコストも削減できるように目指す。

（３）税務署に行く主な理由

資料のP.7のタイトルにもあるように、「あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会」を目指すもので、昨今のコロナ禍、また、今後のウィズコロナにも沿ったものと思慮。

各市町村も、先ほど申し上げた各種手続の電子化に併せ、マイナンバーカードの普及にも取り組まれている。マイナンバーカードは、令3.10.20から保険証としての利用も開始され、マイナポータルやコンビニで予め利用登録が必要だがすぐできる。

現状、ほとんどの方がスマホをお持ちと思うので、スマホからいろんな手続ができれば、役所に出向く必要もなく、時間の制約もなくなり、便利になることはイメージできると思う。

資料のP.8の左側に記載があるが、納税者の方が税務署にお見えになる主な理由は、納付や還付も含めた確定申告、申請・届出、納税証明書の入手、そして相談。

現在でも、e-Tax（「国税電子申告・納税システム」、以下「e-Tax」という。）や国税庁HPを利用して、これらの多くはスマホやPCでできる。このため、以前よりは税務署にお見えになる方も減少しているが、依然、税務署に行かないといけないとの思いや、スマホやPCでできることをご存じない、あるいは面倒だとの思いから、ご利用されず税務署にお見えになるい方も相当数いらっしゃるので、更に使いやすく便利にして、周知を図っていく必要がある。

（４）あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会①（確定申告）

先ず、税務署にお見えになる理由として一番多い確定申告。

本日ご出席の皆さんは、ほとんど会社の事業主や役員の方と思われるので、申告は税理士さんに依頼されている方も多いのではと推察。

≪e-Taxの利用状況等≫

資料のP.16に、e-Taxの利用率の推移が記載されている。

平成16年度から始まったe-Taxは、利用時間の拡大、税理士さんから代理で送信できるようになったり、スマホ申告の導入等、様々な改良等を経て、年々利用率も向上。

資料に記載のとおり、令和元年度は、法人税：87.1％、所得税：59.9％となったが、８月に令和２年度の状況が発表され、法人税：88.4％、所得税：64.3％と更に向上している。

法人は基本申告義務があり、先程申し上げたように、別府税務署管内で、１年間に4,100件程の法人税申告があるが、約９割はe-Taxをご利用いただいている。

所得税は、申告義務のある方とない方がいて、義務はなくてもが還付申告をされる方もいるが、先程申し上げたように、別府税務署管内で、確定申告時期の１か月に約30,000件の所得税の申告があり、うち半分以上が還付申告。また、約２/３はe-Taxだが、残りの約１/３は紙の申告書が提出されている。

所得税の申告を、紙の申告書を提出した場合と、e-Taxで提出した場合の違いをおおまかに比較。

紙の申告書を提出する場合、電卓等を使いながら自分で計算、申告書に記載し、添付書類を付けて税務署に提出。税務署の窓口にお持ちになる場合は、開いている時間に来ていただく必要があるが、郵送でも可。税務署では、受付した後、担当者が入力してデータ化するが、その作業も結構大変。その後、計算誤り等をチェックして必要な分は訂正。入力完了後、書類を綴じて保存するが、保存スペースが必要となる。

e-Taxで申告を提出する場合、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、必要な数字を入力、本人確認のため、マイナンバーカードを読み取り、電子署名を添付して送信するが、確定申告時期は24時間送信可能で、計算誤りもな

い。税務署では、e-Taxで送っていただいたデータをそのまま取り込み。入力完了後、システム内でデータを保存するので、保存スペースも不要となる。

年々減少傾向だが、令和２年分の確定申告時期も、別府税務署に7,000人を超える方が相談に来場された。

確定申告は、2.16～3.15の１か月となっているが、土日を除くと実質20日しかない。

来場された場合、原則、先に来られた方から対応。順番が来るまで待って、順番が来たら会場に入り、ご自分でPCに入力していただく。特に、期限間際になると多くの方がお見えになり、来場されてから終了するまでに相当の時間がかかることもある。

確定申告の時期でも、税務署の職員全員が確定申告の相談にお見えになった方の対応をしているわけではない。それぞれ担当があり、申告内容が誤っている方に連絡をしたり、申告書の入力や還付の手続もしないといけない。あと、法人の申告は毎月あるので、その処理も必要。e-Taxの利用が増え、税務署にお見えになる方が減少すれば、それらの対応も早くできるようになる。

コロナ対策の面からも、税務署では確定申告時期の混雑緩和に取り組んでいる。令和２年分の確定申告時期は、入場整理券を発行、１日当たりの入場者数を制限した。なお、入場整理券は、LINEによる事前発行もしていた。

≪スマホ申告のお願い等≫

自分の申告なので、毎年、大幅に内容が変わることは少ないと思う。

給与所得者の方の医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除による還付申告であれば、税務署にお見えにならなくても、国税庁HPにアクセスして、スマホで申告していただくことが十分可能。

本人確認が必要なため、原則としてマイナンバーカードが必要で、スマホには読み取り機能もあるが、それもも含め実際にやってみれば簡単にできる。

また、来年１月から源泉徴収票のデータの自動取り込みが可能となる。紙の源泉徴収票をカメラで写すと、記載されている支払金額や控除の金額などを読み取ってデータで取り込み。入力の手間を省略、記載漏れや誤りを防止でき、あとは医療費控除や寄付金控除の額等を入力すれば申告できる。

従業員の皆さんで、還付申告をされる方もいらっしゃると思うので、是非、スマホ申告の利用を呼びかけていただきたい。

（５）あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会②（ダイレクト納付）

次に、納付について。

資料P.17の「納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進」。

≪全国の納付件数の内訳等≫

令和２年度の全国の国税の納付件数の内訳が記載されているが、現状、現金納付が全体の７割、中でも金融機関の窓口での現金納付が圧倒的多数を占め、現金を扱わないキャッシュレス納付は全体の３割。

税務署に納付に来られる方の中には、金融機関でお金をおろして税務署に持参される方もいらっしゃるが、金融機関と税務署のそれぞれで、窓口対応と現金の取扱いが必要になる。

金融機関においても、スマホを使用した借入の申込みや、紙の通帳を有料化してアプリの利用を推奨するなど、デジタル化を推進されている。店舗も、大体入ってすぐのところにはATMがあり、ATMでできるものはやっていただきたいとの考えではないかと推察。

納税者の方も、そして税務署も、そして金融機関も、お互いに現金の取扱いに係る危険負担を少なくする、そして手続を簡便化するためにも、なるべくキャッシュレス納付の利用をお願いしている。

≪ダイレクト納付利用のお願い等≫

キャッシュレス納付の中でも、今、税務署としては、ダイレクト納付をお勧めしている。

ダイレクト納付は、口座振替をする預金口座を事前に登録してもらい、その口座から何月何日にいくら振替してくれと、申告に併せてe-Taxで連絡するようなイメージのもので、県内の金融機関でも、ほとんど利用可能となっている。

特に、事業所では毎月行われる従業員さんの給与等に関する源泉所得税の納付処理には便利。

法人税や消費税の申告は税理士さんにお願いしているが、従業員さんの給与に関する源泉所得税は事業所で処理されているところも多いと推察。

源泉所得税は、給与の支払時に徴収し、原則、翌月10日までに徴収高計算書（支給人員、支給額、税額を記載した納付書）の作成・提出と納付が必要になるが、ダイレクト納付を利用すれば、

徴収高計算書のデータ送信と納付手続が併せてできる。また、徴収高計算書を先に送信して、口座振替を翌月10日の期限に設定するようなことも可能。

未利用の事業所におかれては、是非、ご利用をお願いしたい。

（6）あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会③（申請・届出）

次に、資料P.10の申請・届出。

≪納税証明書のオンライン請求≫

納税証明書の交付申請について一部改善され、請求から交付までオンラインで可能となった。PDFデータの納税証明書の発行・送信ができるようになり、自宅のプリンタ等で何度でも出力可能。

手数料は、インターネットバンキング等で納付する必要があるが、税務署に来ないで、申請から発行を受けるまでできるようになったので、是非ご利用をお願いしたい。

≪適格請求書（インボイス）発行事業者の届出≫

また、令元.10.1から導入された消費税の軽減税率制度に併せて、令5.10.1から実施される「適格請求書等保存方式」（一般に「インボイス方式」といわれている。）について、当該請求書（インボイス）を発行できる事業者の届出が、令3.10.1から始まっている（令5.3.31まで）。

申告も申請も、期限ぎりぎりになると集中しがちなので、登録される予定であれば、できるだけ早めに済まて、実施までの準備を慌てず確実にした方がいいと思慮。税理士さんともご相談いただき、e-Taxによる早めの申請をお願いしたい。

（7）あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会④（相談）

資料P.12の相談。

手を差し出した女性のキャラクターが登場しているが、チャットボットによる税務相談のキャラクター「税務職員ふたば」。

国税庁HPを開き、質問を入力すると、AIが判定して自動で回答する。年末調整の質問対応を令3.10.7から開始しており、確定申告の質問対応は令4.1中旬から開始予定。

税務署に来なくても、電話しなくても、24時間、いつでもどこでもスマホから質問できるので、是非、積極的なPRとご利用をお願いしたい。

（8）最後に

本日は、時間の都合から一部しか紹介できなかったが、国民の皆さんにとっても利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献できるよう、税務行政も、着実かつ持続的にデジタル化が進められている。デジタルで対応可能なことは極力デジタルに任せ、本当に人がしなければならないことに集中していくことで、納税者の皆さんへのサービス全体の向上につながるということもご理解いただきたい。

また、ご利用いただくことで改善も進むので、積極的なご利用をお願いしたい。